

公私連携幼保連携型認定こども園おのまち認定こども園運営規程（園則）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人啓誠福祉会（以下「本法人」という。）が設置する
公私連携幼保連携型認定こども園（以下「本園」という。）の運営に関し必要な
事項を定めるものとする。

2 この規程は、認定こども園法施行規則第 16 条に基づく園則を兼ねる。

（施設の名称等）

第 2 条 本法人が設置する本園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 おのまち認定こども園

（2）所在地 福島県田村郡小野町大字谷津作字谷津 98 番 1

（施設の目的及び運営の方針）

第 3 条 本園は、義務教育並びにその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳児以上の
子どもに対する教育並びに 0 歳児以上の子どもに対する保育を一体的に行い、これらの
子どもたちの健やかな成長が図られるよう適切な環境を提供し、その心身の発達を助長
するとともに、地域の様々な社会資源との連携の下に保護者に対する子育ての支援を
行うことを目的とする。

2 本園は、本園を利用する就学前の子ども（以下「園児」という。）、の意思及び人格
を尊重し、常に園児の立場に立ち、質の高い教育・保育を提供するよう努める。

3 地域の人々と関わりながら思いやりの心を育み、様々な体験を通して心豊かでたく
ましく生きる力の基礎づくりに努める。

（提供する教育・保育の内容）

第 4 条 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する
法律（平成 18 年法律第 77 号。）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。
以下「支援法」という。）、その他の関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園
教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省・告示第 1
号）に基づき、小学校への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供する内容は次の
とおりとする。

（1）教育・保育

（2）延長保育事業

（3）一時預かり事業（幼稚園 I 型）

（4）病児保育事業（病後児対応保育・体調不良児対応保育）

(5) 就学支援・支援を要する子どもの受け入れ

(6) 完全給食（アレルギー食への対応）

（地域の子ども及び保護者に対する子育て支援）

第 5 条 本園は、教育・保育の専門性及び地域の人材や社会資源を活用し、地域において必要とされる地域子育て支援拠点事業を行うものとする。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 6 条 教育・保育の提供にあたり、本園に配置する職員の職種、員数及びその職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長 1 名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、本園に入園した園児を全体に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副園長 1 名

副園長は、園長を補佐し命を受けて園務をつかさどる。園長に事故あるときは、その職務を代理し園長が欠けたときはその職務を行う。

(3) 主幹保育教諭 2 名

主幹保育教諭は、園長、副園長を補佐し、命を受けて園務の一部を整理するとともに、園児の教育及び保育をつかさどる。

(4) 保育教諭 14 名以上

保育教諭は、教育課程や保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に行うとともに計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 看護師 1 名以上

看護師は、園児への保健業務、健康管理、職員及び保護者への健康・衛生指導を行う。

(6) 栄養士（外部委託）

食育計画を立て、園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。

(7) 学校医 1 名（非常勤）

園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・助言を行う。

(8) 学校歯科医 1 名（非常勤）

園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科診断及び職員及び保護者への相談・助言を行う。

(9) 学校薬剤師 1名（非常勤）

園の環境衛生の維持改善に関する指導・助言を行うとともに、健康相談、保健指導を行う。

(10) 事務職員 1名以上

本園の運営管理に必要な事務、管理を行う。

2 前項に定めるもののほか、その他必要な職員を置くことができる。

（学年及び学期）

第7条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の学年は、次の学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで

(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

（教育・保育を行う日及び行わない日）

第8条 本園の教育・保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、支援法第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない3歳以上の子どもで、同項第2号及び第3号に該当するものを除く。（以下「1号認定子ども」という。））については、原則として月曜日から金曜日までとする。

2 本園の休園日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日）

3 前項に定めるもののほか本園における1号認定子どもに係る休園日は次のとおりとする。

(1) 学年始休業 4月1日から4月7日まで

(2) 夏季休業 7月21日から8月25日まで

(3) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

(4) 学年末休業 3月19日から3月31日まで

4 前3項の規定にかかわらず、教育・保育上特に必要があると認められるときは、休園日を変更し、又臨時に休園日を定めることができる。

（教育・保育を提供する時間）

第9条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間認定に関する教育時間は、8 時 30 分から 13 時 30 分までとする。
ただしやむを得ない事情により保護者が預かりを必要とする場合は、一時預かり保育を提供する。
- (2) 保育標準時間認定に関する保育時間は、7 時から 18 時までの範囲内で、
保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、本園が定める保育時間以外の時間
帯に保育が必要な場合は、本園が定める保育時間（11 時間）から開所時間の間に
延長保育を提供する。
- (3) 保育短時間認定に関する保育時間は、8 時 30 分から 16 時 30 分までの範囲内で、
保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、本園が定める保育時間以外のの
時間帯に保育が必要な場合は、本園が定める保育時間（8 時間）から開所時間の
間に延長保育を提供する。
- (4) 本園が定める開所時間は、月曜日から土曜日まで 7 時から 19 時までとする。

（保護者から支払いを受ける費用の種類、支払いを求める理由）

- 第 10 条 本園は、小野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定
子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成 27 年 3 月 14 日
条例第 1 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、保護者から園児の
居住する市町村が定める利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 2 本園は、条例第 13 条第 4 項の規定により、教育・保育において提供される便宜に
要する費用のうち別表 1 に定める費用については、保護者から支払いを受けるもの
とする。
 - 3 本園は、前 2 項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事業区分に応じ、事業の
実施に必要な費用について、保護者から支払いを受けるものとする。
 - (1) 延長保育 別表 2 に定める費用
 - (2) 一時預かり保育（幼稚園 I 型） 別表 3 に定める費用
 - (3) 病児保育（病後児対応保育・体調不良児対応型保育）別表 4 に定める費用
 - 4 本園は、前 3 項に定める費用のほか、教育・保育の質の向上を図るうえで特に必要
であると認められる対価（特定負担額）について、あらかじめ、保護者に使途・金額・
理由を説明し書面による同意を得たうえで保護者から支払いを受けるものとする。
 - 5 本園は、前 3 項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該
費用の支払った保護者に対し交付しなければならない。なお、第 2 項の金銭の支払い
を求める際は、あらかじめ当該金銭の使途及び額並びに金銭の支払いを求める理由を
について明らかにし、同意を得るものとする。
 - 6 本園は、給食費を次のいずれかに該当する場合は日割り計算することができる。
 - (1) 月途中で入園又は退園する場合

- (2) 家庭の事情により給食を受けることができない日が連続して 10 日（土日祝を除く）を超えた場合。

この場合は、2 週間前までに『長期欠席届』の提出が必要。

※病欠の場合を除く。（長期入院等、園があらかじめ欠席を把握できる場合は提出不要）

- (3) その他、園長が必要と認めた場合（臨時休園・学級閉鎖等）

（認可定員）

第 11 条 教育・保育施設の設置にあたり、本園の認可定員は次のとおり定める。

- (1) 支援法第 19 条第 1 号認定子ども 23 人
- (2) 支援法第 19 条第 2 号の子ども（保育を必要とする満 3 歳以上の子ども。以下「2 号認定子ども」という。）108 人
- (3) 支援法第 19 条第 3 号の子ども（保育を必要とする満 3 歳未満の子ども。以下「3 号認定子ども」という。）57 人（うち、生後 6 か月を経過し満 1 歳未満の子ども 15 人）

（利用定員）

第 12 条 本園の利用定員は、支援法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前の子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 支援法第 19 条第 1 号認定子ども 15 人
- (2) 支援法第 19 条第 2 号の子ども（保育を必要とする満 3 歳以上の子ども。以下「2 号認定子ども」という。）72 人
- (3) 支援法第 19 条第 3 号の子ども（保育を必要とする満 3 歳未満の子ども。以下「3 号認定子ども」という。）48 人（うち、生後 6 か月を経過し満 1 歳未満の子ども 15 人）

（利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項）

第 13 条 本園は、市町村から教育・保育認定を受けた 1 号認定子どもの保護者から利用の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、これを拒まない。

2 利用申し込みに係る 1 号認定子どもの数及び現に利用している 1 号認定子どもの総数が、前条第 1 項第 1 号に掲げる利用定員の総数を超える場合は、次の方法により選考する。

- (1) 小野町内に現住所を有する子どもは優先し選考する。
- (2) 兄弟姉妹が在園している子どもは優先し選考する。
- (3) 申込みを受けた順序及び書類審査により選考する。
- (4) 本園の教育・保育理念に基づき選考する。

- 3 2号認定子ども、3号認定子どもについては、市町村が行った利用調整により本園の利用が決定したときは、これに応ずるものとする。
- 4 教育・保育の提供の開始にあたっては、重要事項が記載された書面により当該子どもの保護者とその内容を確認のうえ、利用に係る契約を結ぶものとする。
- 5 退園又は休園しようとする1号認定子どもは、保護者が理由を記して園長に願い出をするものとする。
- 6 1号認定子ども、2号認定子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
 - (2) 保護者から本園の利用について取り消しの申し出があったとき。
 - (3) 市町村が本園の利用継続が不可能であると判断したとき。
 - (4) 2ヶ月間、正当な理由なく利用しなかったとき
 - (5) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時における対応等）

第14条 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者等に連絡するとともに、学校医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

- 第15条 本園は、火災、地震、風水害その他非常災害に関する具体的な計画を策定し、普段の注意と計画的な訓練に努めるものとする。
- 2 消防計画に基づく訓練は、少なくとも毎月1回行うものとする。
 - 3 非常災害時における園児の安全確保のため、所轄消防署、関係機関及び地域住民との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第16条 本園は、常に安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するため、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故防止体制を整備するものとする。
- 2 事故防止のための委員会を設置するとともに、職員に対する研修を実施するものとする。
 - 3 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、園児の居住する市町村及び保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 本園は、事故の状況や事故に際しての経過や対応について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止に努めるものとする。

- 5 教育・保育の提供に伴って、本園の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合は、保護者に対し損害を速やかに賠償するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 17 条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修
- (4) その他虐待防止のための必要な措置

(苦情解決)

第 18 条 本園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決体制を整備し、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 苦情を受付した場合には、速やかに事実関係等を調査し、苦情申出者との話し合いによる解決に努め、必要な改善策を行うものとする。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、苦情解決に関し必要な事項は別に定める。

(秘密の保持)

第 19 条 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又は保護者等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 本園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該園児の保護者の同意を得るものとする。

(記録の整備)

第 20 条 本園は、教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る記録
- (3) 市町村への通知の記録
- (4) 保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採って処置についての記録

(自己評価)

第 21 条 本園は、自ら提供する教育・保育の質の評価を行い、常に改善を図るとともに、その結果を公表するものとする。

(委任)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 10 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 10 条第 2 項関係）

教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項 目	内容、負担を求める理由目的	金 額
1 号認定子どもに係る 給食費	主食・副食費	年度により異なる
2 号認定子どもに係る 給食費	主食・副食費	年度により異なる
教材費	制作活動に使用する材料費	年齢・年度により 異なる
絵本代	脳の発達を促し、発想力や 言語力	学年により異なる
行事参加費	遠足等行事参加に係る経費	その都度徴収
午睡用キルトパット	肌に直接触れるシート	2,600 円
保護者会費	保護者会運営に係る経費	年額 4,800 円 (園児 1 名につき)
災害共済給付制度	独立行政法人日本スポーツ 振興センター	243 円
アルバム代	卒園アルバム作成に係る費用	年額 13,000 円 (年長児のみ)

- 1 1 号認定子どもに係る給食費については、長期休業時については日割りとする。
- 2 副食費（4,500 円分）については、年収 360 万円未満相当世帯及び児童が第 3 子以降に該当する世帯の場合は免除となる。

別表 2（第 10 条第 3 項第 1 号関係）

延長保育に係る利用者負担（第 2 号認定子ども・第 3 号認定子ども）

項 目	利用時間	金 額
保育標準時間認定	18 時 00 分～19 時 00 分 (1 歳以上対象・土曜日延長無し)	200 円
保育短時間認定	7 時 00 分～8 時 00 分	50 円／30 分
	16 時 30 分～18 時 00 分	50 円／30 分
	18 時 00 分～19 時 00 分 (1 歳以上対象・土曜日延長無し)	200 円

別表 3（第 10 条第 3 項第 2 号関係）

一時預かり保育（幼稚園 I 型）に係る利用者負担（第 1 号認定子ども）

項 目	利用時間	金 額
月曜日から金曜日	7 時 00 分～ 8 時 00 分	50 円／30 分
	13 時 30 分～18 時 00 分	50 円／30 分 (おやつ代別)
	18 時 00 分～19 時 00 分	200 円
土曜日	7 時 00 分～ 8 時 00 分	50 円／30 分
	8 時 30 分～18 時 00 分	1,350 円 (おやつ代別)
長期休み期間 (土曜日を除く)	7 時 00 分～ 8 時 00 分	50 円／30 分
	8 時 30 分～18 時 00 分	1,650 円 (給食費含・ おやつ代別)
	18 時 00 分～19 時 00 分	200 円

※土曜日・長期休業中の利用で 13 時 30 分に降園する場合も上記の料金とする。

別表 4（第 10 条第 3 項第 3 号関係）

病児保育に係る利用者負担

項 目	利用内容	金 額
病後児対応保育	・ 病気の回復期にあり、集団保育が 困難な園児、事前に登録を要する。 （かかりつけ医療機関の診断により可能とされた場合に限る。） ・ 入園児以外の者は、小野町に現住所を有する者に限る。	① 入園児 1,000 円 ② 入園児以外 2,000 円
体調不良病児対応保育	・ 園児が、本園に登園した後に急な発熱を出すなど、軽度の病気になった際に、今後急変のおそれや、感染症の疑い等がないと看護師や園長が判断した場合に、保健室等で保護者が迎えに来るまでの間、受け入れを行う。	無料

別表 5（第 10 条第 4 項関係）

特定負担額

項 目	内容、負担を求める理由目的	金 額
施設維持整備費	施設の環境維持・向上に係る経費	年度により異なる